相原中学校同窓会規約改正のお知らせ

会員の皆様へ

相原中学校同窓会は創立１０周年を期に平成５年に発足しました。卒業後の会員の親睦と母校発展への寄与が目的ですが、活動はほとんど無い状態でした。平成２１年度の３０周年記念事業を期に、数回役員会・理事会を開き、今後の在り方を議論してきました。平成２３年２月４日、相原中学校にて同窓会総会を開き、同窓会規約を改正・可決しましたので、ここにお知らせします。

主な改正点と方向性；①理事会を最高議決機関とする。②会費は徴収せず、寄附金制とする。③同窓会は存続する。④役員の改選を２３年度中に検討する。⑤同窓会の機能化と発展及び母校への支援に努める。

詳細は別添の新規約をご覧下さい。改めて会員の皆様のご協力・ご支援をよろしくお願いします。

なお本年卒業の２９期生からは、４４，６８０円のご寄付をいただきました。誠にありがとうございました。

相模原市立相原中学校校長　松本　雅之

同窓会会長　井草　通安

相原中学校同窓会規約改正　~~(案)~~

相模原市立相原中学校同窓会事務局
相原中学校同窓会会長　井草　通安

本規約改正案は、今後の同窓会の在り方について、平成２０年～現在に至る中、役員会・理事会を数回開き、検討し作成しました。本規約改正案は、平成２３年２月４日、相原中学校にて同窓会総会を開き、可決されましたのでここにご報告します。

現　行　規　約	新　規　約
第１章　名称及び事務局 第１条　この会は､相原中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。	第１章　名称及び事務局 第１条　この会は、相原中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。
第２章　目的及び活動 第２条　この会は、会員相互の親睦を図り、相原中学校の発展に協力することを目的とする。 第３条　この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。 １．会員相互の交流を図り、共に学び共に活動した仲間としての連帯感を確認する。 ２．毎年１回以上会報を発刊し、相原中学校の現況を会員に紹介すると共に、会員相互の情報交換の場とする。 ３．会員名簿を適宜発刊する。 ＊　一般会員への配布は、卒業後３年間とし、役員・理事・幹事へは、毎年配布する。	第２章　目的及び活動 第２条　この会は、会員相互の親睦を図り、相原中学校の発展に協力することを目的とする。 第３条　この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。 １．会員相互の交流を図り、共に学び共に活動した仲間としての連帯感を確認する。 ２．毎年度末に相原中学校ホームページにて、相原中学校及び同窓会の現況を会員に紹介すると共に、会員相互の情報交換の場とする。 ３．幹事・理事名簿を毎年度事務局が更新する。以下削除（会員名簿については個人情報取り扱い配慮により、会員名簿の発刊はせず卒業生台帳をこれに充てる。）
第３章　方　針 第４条　この会は、相原中学校卒業生相互の親睦及び同校の発展に協力する団体として、次の方針に従って活動する。 １．相原中学校の教育ならびに発展のために活動する他の機関・団体と協力する。 ２.特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。 ３．学校の教育内容その他学校の直接管理に属することには干渉しない。	第３章　方　針 第４条　この会は、相原中学校卒業生相互の親睦及び同校の発展に協力する団体として、次の方針に従って活動する。 １．相原中学校の教育ならびに発展のために活動する他の機関・団体と協力する。 ２．特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。 ３．学校の教育内容その他学校の直接管理に属することには干渉しない。
第４章　会　員 第５条　この会の会員は､次のとおりとする。 １．相原中学校を卒業した者。 ２．相原中学校に在籍した者で、本会の趣旨に賛同する者。 ３．相原中学校現教職員及び旧教職員を特別会員とする。 第６条　会員は、別に定める会費を納めなければならない。	第４章　会　員 第５条　この会の会員は、次のとおりとする。 １．相原中学校を卒業した者。 ２．相原中学校に在籍した者で、本会の趣旨に賛同する者。 ３．相原中学校現教職員及び旧教職員を特別会員とする。 第６条　会員は、会の目的及び活動を支援する立場から任意に寄附金を納めることがで

第７条　会員は､すべて平等の権利を有する。	きる。 第７条　会員は、すべて平等の権利を有する。 第８条　会員は住所等に変更のあった時は、すみやかにクラス幹事を通じて事務局に連絡することとする。(旧規約９章１９条を移項)
第５章　役　員	第５章　役　員
第８条　この会は、次の役員を置く。 １．会　長　　１名 ２．副会長　　２名 ３．書　記　　２名 ４．会　計　　２名 ５．会計監査　２名 ６．理　事　　２名（卒業期ごと） ７．幹　事　　２名（卒業クラスごと） ８．顧　問　現教職員より若干名	第９条 １．会　長　　１名 ２．副会長　　２名 ３．書　記　　２名 ４．会　計　　２名 ５．会計監査　２名 ６．理　事　　２名（卒業期ごと） ７．幹　事　　２名（卒業クラスごと） ８．顧　問　現教職員より若干名
第９条　役員の任務は次のとおりとする。 １．会　長　この会を代表し、会務を総括し、総会・理事会・役員会を招集する。 ２．副会長　会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。 ３．書　記　この会の事務を処理する。 ４.会　計　この会の会計事務を処理する。 ５.会計監査　この会の会計事務を監査し、総会に報告する。 ６．理　事　各期の幹事を代表し、理事会を構成してこの会の重要事項を協議決定し､幹事と役員会との連絡調整にあたる。 ７．幹　事　当該クラスとの連絡調整にあたる。 ８．顧　問　この会と母校との連絡調整にあたると共に、会長の要請に応じ、必要な場合は会の運営について助言する。 ９．役員会　　会長・副会長・書記・会計をもって構成し、会の運営実務を検討し処理する。 ＊　新規加入の理事・幹事は次号の会報及び全員名簿の作成を行い、書記・会計はその補佐にあたる。 ＊　全会員への案内通知などの配布手順については、役員→理事→幹事→会員の連絡系統で行う。	第10条 １．会　長　この会を代表し、会務を総括し、総会・理事会・役員会を招集する。 ２．副会長　会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。 ３．書　記　この会の事務を処理する。 ４.会　計　この会の会計事務を処理する。 ５.会計監査　　この会の会計事務を監査し、理事会に報告する。 ６．理　事　各期の幹事を代表し、理事会を構成してこの会の重要事項を協議決定し、幹事と役員会との連絡調整にあたる。 ７．幹　事　当該クラスとの連絡調整にあたる。 ８．顧　問　この会と母校との連絡調整にあたると共に、会長の要請に応じ、必要な場合は会の運営について助言する。 ９．役員会　　会長・副会長・書記・会計をもって構成し、会の運営実務を検討し処理する。 ＊　削除（会員名簿の作成はしない） ＊　全会員への案内は、相原中学校ホームページにて行う。なお、役員・理事は、役員→理事→幹事の流れで幹事まで連絡周知する。
第10条　現相原中学校長を名誉会長とする。	第11条　現相原中学校長を名誉会長とする。
第11条　役員の選出方法は次の通りとする。 １．会長・副会長・書記・会計及び会計監査は、前期役員・理事・幹事会の推薦により総会で承認する。 ２.理事は､各期の幹事の中から互選する。 ３．幹事は、クラスごとに2名ずつ選出する。 ４．顧問は、中学校で選出する。	第12条　役員の選出方法は次の通りとする。 １．会長・副会長・書記・会計及び会計監査は、前期役員の推薦により理事会で承認する。 ２．理事は、各期の幹事の中から互選する。 ３．幹事は、クラスごとに 2 名ずつ選出する。 ４．顧問は、中学校で選出する。

第 12 条　役員の任期は、３年とする。但し、顧問の任期は１年とする。再任は妨げない。	第 13 条　役員の任期は、３年とする。但し、顧問の任期は１年とする。再任は妨げない。
第６章　総　　会	第６章　理事会・総会
第 13 条　この会は、３年に１回定例会を開くこととする。但し、必要のある時は理事会決議を経て臨時総会を開催できる。	第 14 条　理事会は、本会の最高決議機関とし、３年に１回定例会を開くこととする。なお、その決議は理事会出席者の３分の２以上を要することとする。
第 14 条　総会の決議は、出席者の過半数を要する。	第 15 条　総会は理事会の承認を受け、必要に応じて開くこととする。総会は会員への現況報告・親睦の会とし、会員の召集は相原中学校ホームページ等で知らせることとする。
第７章　会　　計	第７章　会　　計
第 15 条　本会の経費は、毎年相原中学校を卒業する者が納める終身会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。終身会費は、１人　１，０００円とし、入会時（卒業時）に納入するものとする。	第 16 条　本会の経費は、相原中学校を卒業した者が納めた終身会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。
第 16 条　会費の改訂については、理事会で審議し、その年度の卒業生の承認を得なければならない。	削除
第８章　改　　定	第８章　規約の改正
第 17 条　この会の規約を改正する場合は、理事会で審議し、総会で承認を得ることとする。承認までの臨時処理は会長の権限をもってする。	第 17 条　この会の規約を改正する場合は、理事会で審議し、承認を得ることとする。
第９章　付　　則	附　　則
第 18 条　この会の会務を執行するのに必要な細則は、理事会の議決に基づいて定めることができる。	１．この会の会務を執行するのに必要な細則は、理事会の議決に基づいて定めることができる。
第 19 条　会員は住所等に変更のあった時は、すみやかにクラス幹事を通じて事務局に連絡することとする。	第４章へ移項
第 20 条　この会の終身会費は、本会設立時までに卒業した者及び特別会員については、これを免除する。	第 20 条　削除
第 21 条　この会則は、平成５年１１月１４日から施行する。	２．この会則は、平成５年１１月１４日から施行する。 平成２３年２月４日総会で一部改正。 （旧規約の第３条の２・３、第６条、第９条の１・５・＊、第１１条の１、第６章、第７章１５条、第８章、第９章）